

令和4年第3回企業団議会（第3回定例会）会議録

招 集 令和4年12月23日（金） 午前10時00分

開 会 令和4年12月23日（金） 午前 9時56分

閉 会 令和4年12月23日（金） 午前10時41分

会議の区分 定例会

会議の場所 岡山県南部水道企業団 大会議室

出席議員

- 1 番 藤 原 哲 之
- 2 番 秋 田 安 幸
- 3 番 齋 藤 武次郎
- 4 番 時 尾 博 幸
- 5 番 藪 田 尊 典
- 6 番 氏 家 勉
- 7 番 渚 洋 一
- 8 番 浜 秋太郎
- 9 番 藤 原 仁 子
- 10 番 細 川 健 一
- 11 番 伊 東 裕 紀
- 12 番 片 山 貴 光
- 13 番 北 畠 克 彦
- 14 番 末 田 正 彦

欠席議員

- 15 番 仙 田 貴 孝

説明のため出席した者

企業長 黒 田 哲 朗

事務局長 西 雅 敏

総務課長 近 藤 孝 之  
施設課長 山 下 公 司

議会事務のため出席した者

議会書記

総務課主幹 小 池 正 芳  
総務課主任 山 下 佳 世

議事日程

- 日程 1. 会議録署名議員の指名について
- 日程 2. 会期の決定について
- 日程 3. 議案第 7 号 岡山県南部水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程 4. 議案第 8 号 岡山県南部水道企業団上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程 5. 議案第 9 号 令和 4 年度岡山県南部水道企業団水道事業会計補正予算（第 2 号）について

会議録署名議員

- 9 番 藤 原 仁 子
- 10 番 細 川 健 一

## 令和4年第3回企業団議会（第3回定例会）会議録

令和4年12月23日 午前9時56分開会

議長（時尾博幸君）

皆さま、おはようございます。

本日、令和4年第3回定例会を招集しましたところ、議員の皆さまには、公私とも何かとご多忙の折り、ご出席いただき誠にありがとうございます。

ただ今の出席議員は、14名でございます。

定数に達しており議会は成立いたしますので、ただ今から、令和4年岡山県南部水道企業団第3回定例会を開会いたします。

---

### 日程1．会議録署名議員の指名について

---

議長（時尾博幸君）

それでは、お手元の日程表により会議を進めたいと思います。

日程第1、会議録署名議員の指名については、慣例によりまして私より指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

9番 藤原仁子議員、10番 細川健一議員にお願いいたします。

---

### 日程2．会期の決定について

---

議長（時尾博幸君）

次に、日程第2、会期の決定については、会議規則第4条により本日1日限りといたします。

---

日程 3. 議案第 7 号 岡山県南部水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

---

議長（時尾博幸君）

次に、日程第 3、議案第 7 号、岡山県南部水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程いたします。

企業長の説明をお願いいたします。

企業長（黒田哲朗君）

皆さま、おはようございます。

ただ今、ご上程いただきました議案第 7 号、岡山県南部水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

失礼ですが着座にてご説明を申し上げます。

議案書 1 頁から 3 頁をご覧ください。

この改正は、人事院勧告に対する国の対応等を踏まえ、一般職職員の勤勉手当の支給割合を改定することを考慮し、議会議員の期末手当の支給割合についても、同じように本年度から 100 分の 10 月分の割り増しを行うため、条例を改正するものでございます。

その内容は、第 1 条では本年度 12 月期の期末手当の支給割合を 100 分の 215 から 100 分の 225 に改め、第 2 条では、来年度からの改定として、6 月期と 12 月期の支給割合を平準化し、6 月期と 12 月期の支給割合がいずれも 100 分の 220 になるように改めるものでございます。

なお、第 1 条の改正につきましては、令和 4 年 12 月 1 日に遡って適用し、第 2 条の改正につきましては、令和 5 年 4 月 1 日からの施行となります。

ご審議の上、ご議決を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長（時尾博幸君）

ただ今、説明がありましたが、質疑のある方は、マイクをお持ちしますので、挙手のうえ、お願いいたします。

14番（末田正彦君）

質疑ということではないのですが、意見の表明だけはしておきたいと思います。

人事院勧告に基づいて国の対応に応じてということ、一般職員の方の期末手当の引上げについては当然のこととっております。しかし議員については、これに縛られることはないの、とりわけ上げる必要はないとっておりますので、この件については、反対の意思だけ表明させていただきます。

以上です。

議長（時尾博幸君）

ほかにごございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（時尾博幸君）

ないようですので、今、末田議員さんからご発言がありましたが、この議案について討論のある方は、お願いいたします。

末田議員、先ほどの討論ということでよろしいでしょうか。

14番（末田正彦君）

はい。

議長（時尾博幸君）

ほかの方からの討論はないようですので、討論を終わり、採決にはいります。

本案は、挙手により採決いたします。

議案第7号、岡山県南部水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

議長（時尾博幸君）

挙手多数により本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程４．議案第８号 岡山県南部水道企業団上水道給水条例の一部を改正する条例の  
制定について

---

議長（時尾博幸君）

次に、日程第４、議案第８号、岡山県南部水道企業団上水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを上程いたします。

企業長の説明をお願いいたします。

企業長（黒田哲朗君）

ただ今、ご上程いただきました議案第８号、岡山県南部水道企業団上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

議案書４頁から６頁をご覧ください。

この改正は、水道施設の老朽化対策並びに防災、減災対策の強化等を図り、市民生活に必要な水道用水を安定的に供給していくため、給水料金単価を１㎡あたり現在の５６円から１１円値上げし、６７円とするものです。５頁に改正文、６頁に新旧対照表でお示しさせていただいております。

その他詳細につきましては、事務局長から引き続きご説明を申し上げますので、ご審議の上、ご議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（時尾博幸君）

続いて詳細説明をお願いいたします。

事務局長（西 雅敏君）

おはようございます。事務局長の西でございます。

まず説明をさせていただく前に、資料の水道用水供給料金の改定内容についての７頁の位置図についてですけれども、右側に緑色で表示している上側の区間名、片岡から彦崎となってい

ますが、正しくは片岡から迫川でございます。すでにお手元にお配りしています資料と差し替えをさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、座ってご説明させていただきます。

お手元の資料、水道用水供給料金の改定内容の1頁をお願いいたします。

当企業団は、企業団の使命である将来にわたって市民生活に必要な水道用水を安定的に供給していくことが重要であると認識し、水道施設の安全性の向上と安定的な事業運営が継続的に続くことが必要であると考えております。このため、経営戦略等に基づき施設規模の見直し、経費削減による効率的な運営に取り組むとともに、事業運営の財源である供給料金、内部留保資金、企業債の借入の3項目について今後の方針を定め、更新事業を計画的に実施していく投資試算及び財政試算の検討を行ってまいりました。この結果、令和5年4月から各構成団体への給水料金の単価を現行の1㎡当たり56円から67円に改定することとしております。

次に、内部留保資金につきましては、令和4年度末の内部留保資金を約38億円と見込み、今後、想定される南海地震など大規模災害等の発生においても事業運営が継続していくために必要な財源額を20億円確保することとし、残り18億円を令和10年度までの計画期間内で取り組む更新事業費の財源として活用することとしております。

次に、企業債の借入につきましては、利用する将来世代にも元利金の支払いを負担する世代間公平性の機能の考えに基づき、施設整備に必要な一定程度の財源を借入で賄い、効果的、効率的な企業債の借入として概ね主な事業費の60%とし、将来世代に過度な負担を求める危険性を回避してまいります。

次に、主な更新事業ですが、まず、第1系浄水池築造工事ですが、6頁をお開きください。同浄水池は、既に築造から60年以上経過しており老朽化が著しい施設です。近年の水需要の低迷から各2,500㎡の2つの浄水池構造から2,340㎡にダウンサイジングし、1つの浄水池構造として緑色の線で表示している部分に新しい浄水池を1つ新設し、残りを解体し、跡地は新送水ポンプ棟の建設用地として使用します。工事は令和3年度より着手しており、総事業費は19億2,388万9千円を見込んでおります。

次に、送水ポンプ棟築造工事ですが、青色の線で表示している部分は、西阿知の浄水施設から4台のポンプで供給区域へ水道用水を送水する基幹施設で、送水ポンプ棟はすでに69年が経過しています。さらに、ポンプ棟地下にあるポンプ井に接続されている流入管は、脆弱な配管材料が使用され、配管の配置も輻輳しており、地震等が発生し破断した場合は送水停止の可

能性を含んでいます。このため、赤色の線に表示している旧の浄水池跡地へポンプ棟を建設することで送水停止のリスクを回避し、安定供給への信頼性を高めてまいります。また、中央監視室と水質試験室も併せて新設のポンプ棟に統合し、業務の効率性を高めてまいります。事業計画は令和7年度からを予定しており、総事業費は66億660万円を見込んでおります。

次に、3号送水本管移設工事ですが、7頁をお開きください。青色の線に表示しているルートが現在の3号送水本管で、倉敷市福田町東塚付近より玉野市宇藤木に至る総延長約1.8kmの管路で、大半が昭和43年から48年度にかけて布設されたものです。現在の送水管は腐食防止機能を施しておらず、また、腐食性土壌や鉄道沿線付近に送水管が埋設されていることから腐食度合いが早く、経年劣化が著しく進んでいると考えられます。このため、今回、約5.6kmを布設替えし、新設延長約6.4kmとする計画で、現在、緑色の線に表示しているルートを令和3年度より事業費9億6,577万8千円で移設工事を進めています。また、赤色の線に表示しているルートは令和6年度から移設工事を計画しており、2カ所の事業費は総額52億9,100万円を見込んでおります。送水管の更新により漏水事故を防止し、安全性を高め、安定的な給水を図るため、計画的に取り組んでまいります。

次に、8頁をお開きください。正面山調整池築造工事ですが、青色の線に表示している現在の正面山調整池は6つの池で構成され、設置年度は昭和29年度から48年度にかけて築造されたもので、鉄筋コンクリート構造ですが耐震性を有していません。このため、赤色の線に表示している計画では、全容量を14,000m<sup>3</sup>から5,000m<sup>3</sup>にダウンサイジングし、耐震化を施し、2槽式のステンレス構造とする予定で令和7年度から計画しており、事業費は13億6,400万円を見込んでいます。

以上が投資試算における主な更新事業でございます。

恐れいたしますが、2頁に戻っていただきたいと思っております。供給料金の算定ですが、期間を令和5年度から経営戦略の計画期間最終年度の令和10年度までの6年間で、有収水量の合計を1億5,326万4千m<sup>3</sup>で見込んでおります。

次に、一段下にあります右側の四角で囲んだ6年分の支出合計は、222億3,000万円余りとなり、内容は上段が事業運営費に必要な収益的支出、下段が建設改良等に必要な資本的支出となっています。左側の収入の合計をこれに均衡させるためには、左側の収入の図にありますように6年分の内部留保資金充当額、減価償却費、消費税等資本的収支調整額、企業債借入額の試算合計を除いて、網掛けをしております料金収入の収益的収入が101億5,800



万円余りあれば収支が均衡することをあらわしております。このことから、一番下の試算表にありますように、必要な料金収入である101億5,800万円余りを6年間の有収水量の計1億5,300万 $\text{m}^3$ 余りで割ると1 $\text{m}^3$ あたり66.28円となり、料金改定の単価が67円であれば収支が均衡することになります。

なお、3頁から5頁に各構成市の受水費負担額を現行料金の場合と令和5年で単価67円に料金改定した場合とで試算した表でございます。

以上、簡単でございますが、令和5年4月からの料金改定についてのご説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

議長（時尾博幸君）

ありがとうございました。

ただ今、説明がありましたが、質疑のある方は、お願いいたします。

10番（細川健一君）

ご説明ありがとうございました。

確認も含めておたずねするのですが、県内の水道企業団があるんですが、それぞれ事情が違うので一概には比較できないかもわかりませんが、この南水の給水の単価は56円、今はね。ですが、他の水道企業団、備南とかそれから西南とか、広域とかあると思うんですが、それぞれの企業団のいわゆる給水単価と、それから給水の原価というのがあると思うんです。この南部水道企業団の原価は、ちょっと私も記憶がないんですが、何円かということも含めて、それぞれの給水の原価と単価を教えてくださいと思います。

総務課長（近藤孝之君）

失礼いたします。総務課長の近藤でございます。

ただ今のご質問にお答えいたします。

令和2年度の地方公営企業年鑑より算出した数字ではございますが、岡山県南部水道企業団につきましては、給水原価が45.77円、それに対しまして供給単価が56円となっております。県内の他の企業団で申し上げますと、備南水道企業団が、給水原価が25.33円、それに対しまして供給単価が28円でございます。また、岡山県西南水道企業団でございますが、

給水原価が55.07円、対しまして供給単価が100円でございます。また、岡山県広域水道企業団でございますが、給水原価が157円、これに対しまして供給単価が123.75円となっております。以上でございます。

10番（細川健一君）

はい、ありがとうございました。

それぞれ抱えている事情が違うので、当然、原価も単価も変わるのは当たり前だと思うのですが、やはり基本は給水の原価でしょうかね。それから見ると、南部の方は、備南が極端に低いというのはそれぞれ事情があると思いますので、ここをどうするかというのが基本になると思います。

それからもう1点ですけど、資料の1頁にある主な更新事業で、それぞれ工事ごとの金額が載っていますが、それぞれがいわゆる工事期間が違いますので、前に説明があったのかもしれませんが、ちょっと私の記憶がないので、それぞれの年度ごとで、例えばそれで見ると、令和3年から第1系浄水池の工事が始まりますけど、それからあとは3号の工事も始まりますけれども、令和3年から令和12年までですよ、全てそこに書いているのは。年度ごとにいうと。令和12年の場合は送水ポンプ棟の築造工事ですけども、その辺で、年度ごとの合計の金額というのは、どこかでお示しがあったのでしょうか。期間がちょっと長いのでそれぞれの工事はわかるんですが、年度ごとの工事費用は、それをお示しいただければと思います。

事務局長（西 雅敏君）

工事の年度ごとではお示しはしていませんが、各年度単位で、資料の5頁を見ていただきますと、中ほどに資本的支出というものがございます。これが例えば令和5年から10年にかけてのところだと、令和5年度では資本的支出が概ね19億となっておりますが、このうち概ね約3億は企業債の償還金に当てますので、概ねそれを除いたものが今回の主な更新事業の金額と捉えていただければよろしいかと思います。

9番（藤原仁子君）

すいません、ちょっと教えてください。聞き違いかもしれませんが、先ほどの細川議員の質問の中で、備南と西南、その次に広域水道といわれたかと思いますが、原価が157円と言わ

れた気がするのですが、供給単価が123.75円と。そうすると、供給すればするほど大赤字になると思うのですが、どうしてでしょうか。わからないので教えてください。

総務課長（近藤孝之君）

広域水道さんは現在のところ赤字でございます。

それで、構成団体より別途に負担金というようなものを入れながら運営をしているようにみえております。料金以外での繰り入れがあるということです。

9番（藤原仁子君）

わかりました。ありがとうございました。

議長（時尾博幸君）

ほかにごございませんでしょうか。

14番（末田正彦君）

南部水道企業団の計画は、長期にわたってしっかりされているとは思っています。それで、前回の議会の時に水道用水供給料金改定の資料を頂いて、説明してもらった中で、この10年までですけれども、その次の令和11年度以降の10年計画はまた書かれていて、計画初年度に料金の改定をすると書かれているんですけど、その辺の関係は、またあと5年経ったらまた料金改定ということに読み取れるんですけど、そういった辺りがわかれば教えていただきたいなと思います。

事務局長（西 雅敏君）

前回のご説明の中で、11年以降についてどうなるかといったご説明はさせていただいたのですが、検討していくと言う状況で。それ以降の事業計画、当然、これについては支出と収入が均衡になるようにというのが大前提でございます。そうした中で、まず今後の更新事業をどうしていくかといった事業費に関する算出が必要になっております。続いて、現下の料金に対してどれだけの必要経費が必要なのか、また、今回は60%の借入ですから将来にわたって償還がどれだけ発生するのかといったことが、まだ今のところ、ある程度の試算は出来ており

ますが、実際のところどの程度費用が発生するかわかりませんし、そういったことになりますと、なかなか11年度以降の件がどうなるかについても、もう少し時間をかけて検討する必要があるということで、現在のところは正しい事業費というものは、はじいていない状況でございます。ということで、料金についても今後67円以降がどうなっていくかということも、まだわからない状況でございます。

#### 14番（末田正彦君）

ありがとうございます。令和11年というと、5年先、6年先になるんですけれども、当初から10年単位で計画をずっとされていて、もうすぐ先の話だと思うんです。計画初年度には料金を改定することだけは決められているので、その辺を見込んだ今回の計画になっていないといけないと思っています。

今、皆さんもお感じになっているように、ものすごく物価高の中で、原油の値上がりなんかも含めて企業団の動力費用も4割以上負担が増えているというのを見させてもらって、本当に大変だと思うんですが、そういう中で市の方は、水道局から一般市民の方に対して水道料金のことがこれから問題になってくると思うんです。こうした中で令和10年に21億円を残しておく計画だから、11円上がるということなんだけれど、例えばそれを現下の厳しい状況の中で、市民に、おそらく水道局の方からも早晚値上げのことが出てくると思います。これを少しでも緩和するために、例えば今回の値上げ幅を少し抑えて、1年、2年先送りするとか、そういったことを考えて対応が可能なかどうか。なかなか出来ないからこういうことになってるとは思うんですが、少し説明をしていただければと思います。

#### 事務局長（西 雅敏君）

今回の試算にあたっては現在の喫緊の課題である老朽化した施設を早急に改善していくのが大前提でございます。そういったことも含めて今回、試算をさせていただきました。そして結果的に67円ということのお願いをしているところでございます。11年以降のことについても考慮すべきではということですが、まずは喫緊の課題の老朽化した施設を改善していくことが我々の使命と認識しておりますので、この点については現在の67円で行わせていただきたいと考えています。それ以降については、当然、物価高もございますので、こういったことも考慮する必要があるし、うちの方でももう少し規模感を縮小することも当然考えられ

ることです。ですので、そういったものは、今後、検討する中で、可能なものについてはダウンサイジングを行っていききたい。当然、その前には、水量等も考慮しながら取り組んでまいりたいと考えております。

#### 14番（末田正彦君）

次の10年の計画のことで、これから5年間、6年間先から始まるので、この今の計画期間の間に一定程度のものは示していただきたい。3、4年先には示していただきたいと思いますので、それは要望しておきます。

#### 企業長（黒田哲朗君）

末田議員さんにはいろいろとご質問をいただきまして、ありがとうございます。

まず、先ほどのご質問で値上げ幅や時期について少し考慮出来ないかというご質問をいただいたのですが、値上げ幅については、予定されているどうしても必要な更新事業の分を具体的に工事費を計算した上でお示しをさせていただきまして、その支出に対して収入の方をどうすれば良いのかというのを非常に細かく検討させていただいた中で、水道料金の改定と企業債の借入、内部留保の支出、これらを総合的に判断して、そして、支出に均衡するように。これは改正水道法でも言われていますし、当然、総務省から経営戦略を作って支出と収入を均衡させなさいというような形になっておりまして、計画を作った当初は令和4年度にという話だったんですが、コロナとか色々な情勢があって、1年遅らせていただいたんですけれど、時期的な部分としてはもうこれ以上遅らすということは、それだけ老朽化に対しての様々なリスクというものがより顕著になってくるのかなというところで、当企業団としては着実に計画どおりにさせていただきながら、これらリスクの軽減を図っていくことが重要なのかなと。それが企業団の使命である安定給水に繋がっていくのではないかと考えていますので、値上げ幅と時期については、今回お示ししたとおりでお願いしたいところでございます。

それから、次期計画については3、4年先というお話ですが、今回の計画が通り次第。また、今後の情勢、先行きが非常に不透明、エネルギー価格や原材料価格が非常に上がっています。ポンプ棟も当初試算した場合は50億円以下だったところが、直近で計算すると今お示しさせていただいたとおり60億円を超えるような金額となっております。企業団としては、やらなければならない更新事業は必ずやっていかないと安定給水に繋がらないのでやるんですけ

れども、このあたりを十分勘案しながら次の計画というものも考えていかななくてはいけない。更新事業で予定していたものは、できれば修繕対応ができないかどうかから、もう一度振り返りながら事業費の算出などをやっていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（時尾博幸君）

ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（時尾博幸君）

ないようですので、それでは、この議案について討論のある方は、お願いいたします。

2番（秋田安幸君）

今、社会情勢の中でもほとんど値上げと。この南水の事業についても、途中、岡山市の訂正版の資料をくれたけれども、あれも入札不調というかたちが何回もあった物件。これから先、どんな社会情勢に変わるかわからない中である程度余裕を持った運営をしてもらわないと。公益の企業団というのはこんな数字でよく保っているなという思いがしております。ですからある程度先を見ながら、それから情勢を見ながら、変更は変更で取り組んでもらえば良いんだけど。この南部水道というより水道事業というものは、倉敷市、玉野市、岡山市に売って事業として成り立つわけだから、営業努力ができない事業。そういうものは計画を各団体とよく相談しながら理解いただけるものの中で値上げをしていく、これしかないと思います。今回はそういう延長の中で値上げの議案が上がってきている、これには是非とも私は賛成をしたいという思いでございます。

また、大変苦勞をされていると。この南部水道はやっと新館が建ったけれど、本当に古い施設で我慢をしてきた、努力をしてこられた、しかし途端に水量も落ちてきたりという中で耐震だとか。耐震の問題というのは、たった設計屋のミスで耐震というのが騒がれてきて、大きな費用が日本国中いるようになったというのが記憶にあると思います。ですから、大変な事業でありますけれど、努力していただき、今回は、値上げは、私は賛成をしていきたいと思っています。

議長（時尾博幸君）

ほかに討論はございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（時尾博幸君）

ないようですので、討論を終わり採決にはいります。

本案は、挙手により採決いたします。

議案第8号、岡山県南部水道企業団上水道給水条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

議長（時尾博幸君）

挙手多数により本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程5．議案第9号 令和4年度岡山県南部水道企業団水道事業会計補正予算  
(第2号) について

---

議長（時尾博幸君）

次に、日程第5、議案第9号、令和4年度岡山県南部水道企業団水道事業会計補正予算第2号についてを上程いたします。

企業長の説明をお願いいたします。

企業長（黒田哲朗君）

ただ今、ご上程いただきました議案第9号、令和4年度岡山県南部水道企業団水道事業会計補正予算第2号について、ご説明を申し上げます。

失礼ですが着座にてご説明を申し上げさせていただきます。

この度の補正予算は、収益的支出における動力費の増額及び資本的支出で新たに補助金等返

還金の科目を設け、返還金の予算を計上するものでございます。

それでは、補正予算書第2号の1頁、第2条をご覧ください。

収益的収入及び支出の補正ですが、支出の第1款、水道事業費用の第1項、営業費用12億1,309万2千円に補正額1億4,044万7千円を加え、13億5,353万9千円とし、補正後の水道事業費総額を14億1,238万7千円としています。

内容につきましては、資源価格及び為替変動による調達コスト等の増加に伴う電力料金の値上げのため、不足見込み額を補正するものでございます。

次に、第3条、資本的収入及び支出の補正ですが、条文にあります補てん財源に係る部分につきましては、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9億1,773万1千円を9億1,828万9千円に、建設改良積立金2億2,634万3千円を2億2,690万1千円に改めます。

次に、支出の第1款、資本的支出に新たな勘定科目として、第4項、補助金等返還金を設け、補正額55万8千円とし、補正後の資本的支出総額を16億1,174万4千円としています。内容としましては、令和3年度に岡山県からの生活基盤施設耐震化等補助金収入に対し、消費税等確定申告の結果、課税売上割合に見合う消費税等相当額の返還義務が生じたので、令和4年度で返還額を補正するものでございます。

なお、2頁以降で補正予算第2号に関する説明書をお示しさせていただいておりますので、後程ご覧ください。

以上、補正予算第2号の概要についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（時尾博幸君）

ただ今説明がありましたが、質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（時尾博幸君）

ないようですので、それでは、この議案について討論のある方は、お願いいたします。



(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (時尾博幸君)

ないようですので、討論を終わり、採決にはいります。

本案は、挙手により採決いたします。

議案第9号、令和4年度岡山県南部水道企業団水道事業会計補正予算第2号については、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長 (時尾博幸君)

挙手多数により本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、一般質問ですが、発言通告がありませんでしたので、省略いたします。

以上で、本日予定の案件は、すべて終了いたしました。

令和4年第3回定例会を閉会といたします。

慎重なるご審議ありがとうございました。

令和4年12月23日 午前10時41分閉会